

# 2024年度 生命保険協会 滋賀県協会 元気シニア応援団体に対する助成活動 募集要項（団体様用）

## 1. 活動の目的

滋賀県において、高齢者を対象にした社会貢献、健康管理・増進、自立支援、生きがいをつくる活動に取り組んでいる以下①～③の団体（以下「団体」という）に助成することで、地域福祉の推進を図ります。

- ①（ボランティア）グループ
- ② 民間非営利の団体
- ③ 特定非営利活動法人（NPO 法人）

※法人は特定非営利活動法人（NPO 法人）、一般社団法人および一般財団法人のみを対象。

## 【内容】

### 1. 助成対象となる団体

高齢者を対象にした社会貢献、健康管理・増進、自立支援、生きがいをつくる活動を行っている、下記を満たす団体。

- （1）月1回程度の活動を計画して運営していること
- （2）下部組織への支援または物品の貸出し等のみを行う団体でないこと
- （3）特定の政党、宗教等に偏っていないこと
- （4）反社会的勢力との関係性を持っていないこと

### 2. 助成対象となる活動

（1）下記を満たす活動。

- ① 高齢者を対象にした社会貢献、健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等を行う活動
- ② 構成員以外の参加が可能な活動
- ③ 滋賀県内で行う活動

（2）対象活動の具体例

- ① 琵琶湖及び滋賀県内の美化活動（公園・学校等の剪定作業、琵琶湖・河川等の継続した清掃活動等）
- ② 身体向上活動（健康体操やウォーキング等）
- ③ 自立支援活動（挨拶や声掛けなどの見回り、外出支援など閉じこもり防止対策、配食による栄養改善等）
- ④ 生きがいづくり活動（趣味活動等）
- ⑤ 交流活動（同世代・他世代とのコミュニケーション）
- ⑥ 情報提供活動（高齢者向けの健康管理・増進に役立つ情報誌の発行等）
- ⑦ 支援者養成活動（認知症サポーターの育成）
- ⑧ その他、高齢者の健康管理・増進、自立支援、生きがいをつくる活動

※下記のような活動は対象となりません。

- ① 構成員のみの活動
- ② 1 回限り開催のイベントなど、継続性のない活動
- ③ 営利活動
- ④ 学術的調査活動
- ⑤ 地方公共団体等の委託を受けて行っている活動
- ⑥ 特定の個人または団体の利益のみに寄与する活動
- ⑦ 高齢者の就労支援、市民後見人の育成に関する活動

### 3. 使用目的と助成金額

活動に必要な物品を購入する費用として :  5  万円限度

### 4. 申込み

(1) 提出いただく書類と期限

- ① 助成申請書
- ② 物品購入に係る見積書（コピー可）または、金額及び内容が確認できるもの
- ③ 添付書類（いずれも書式は問いません。コピーも可）
  - イ) 会則、または規約（無い場合は規則（取決め）が分かるもの。手書きでも可）
  - ロ) 今までの活動状況、または今後の活動計画が分かる資料  
(団体発行の活動・計画のチラシ、会報、新聞・行政等の広報誌による紹介記事。)

※ご提出いただいた助成申請書、添付書類は返却できませんので、ご了承ください。

①～③を取りまとめ頂き、8月16日（金）までに米原市社会福祉協議会まで提出ください。

(2) 申請にあたっての留意事項

- ① 本「募集要項」をよくお読みいただき、ご記入ください。
- ② 代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合、速やかにご連絡ください。
- ③ 申請内容に虚偽があることが判明した場合、反社会的勢力との関係を持っていることが判明した場合等には、助成を取り消し致します。

(3) 決定通知

生命保険協会滋賀県協会から団体様へ書面にてお知らせします。 また、社協様にはメールにてご連絡いたします。（10月中を予定しております。）

(4) その他

ご提出いただいた助成申請書に記載されている個人情報、当会の「元気シニア応援団体に対する助成活動」及び社会貢献活動に関するご連絡以外の目的には利用いたしません。

### 5. 助成物品の寄贈式

滋賀県協会から「助成物品寄贈式」への参加、あるいは「取材」をお願いすることがあります。

## 6. 助成金の交付

助成決定時に団体様宛に送付する「助成決定に関する承諾書」、「交付申請書」に記入し、生命保険協会滋賀県協会※宛てに、簡易書留またはレターパックプラスにて郵送ください。手続きの完了後に助成金を交付します。(11月以降を予定)

※ 〒520-0056

滋賀県 大津市 末広町1-1 日本生命大津ビル8階

生命保険協会 滋賀県協会宛て 担当 難波

## 7. 助成金使途報告書の提出

助成金使途報告書を、物品購入後速やかに、生命保険協会滋賀県協会まで送付下さい。

※活動に必要な物品を購入した際の領収書・レシート（共に原本）の添付。

(送付期限：翌年2月末)

## 8. 助成金の返還

次の場合には、助成金を返還頂きます。

- ・申請した物品の購入以外に使用したとき
- ・申請内容に虚偽があったとき
- ・反社会的勢力との関係を持っていることが判明した場合

等

以上